

<p>福谷</p>	<p>市民ネットワークの福谷章子でございます。このたび、議長が逮捕されまして、前市長の逮捕に引き続き、非常に議会も、そして市政のほうも信用を失墜し、残念に思っております。私たち会派といたしましても、この信用回復に向けて議会改革に一生懸命取り組んでまいりたいと、そのように市民の皆様にはお誓いしたいと思います。</p> <p>さて、会派を代表いたしまして質疑を行います。</p> <p><u>まず、市長の基本姿勢についてです。</u></p> <p>平和についてです。</p> <p>本年8月7日から10日にかけて、長崎市で核兵器廃絶を目指す国際NGO平和市長会議が開催されました。千葉市は、熊谷市長が平和市長会議に加盟することを表明し、8月3日付で認定されたことは時代の要請にもかなったことであり、高く評価いたします。また、8月6日に市民が開催した平和都市宣言20周年記念式典で、市長は、千葉市は20周年という時に当たって、ようやく市長会議に加盟することができました。8月6日、9日、15日という、日本にとって重要な日を前に加盟できたことに何より満足していますとあいさつされ、市民から大きな拍手で迎えられていました。</p> <p>さて、平和市長会議の会長である秋葉市長は、戦争の悲劇の歴史を共有する単位は、広島、長崎、アウシュビッツなど、大体が都市の名前がついている。そして、人間は都市の単位で自分たちの悲劇を理解し、そこからの結論は二度と繰り返してはいけないという和解のメッセージとなる。報復というのは、ある意味、国レベルの反応だが、それとは違った都市としての声を国際政治の場で生かしていくことが大切という発言をしています。千葉市が平和市長会議に加盟したことで、さらに平和行政が前進していくことを期待し、以下伺います。</p> <p>自治体としての国際的な平和活動への取り組みに関しては、外交・軍事問題などは国がやるべきものというのがこれまでの千葉市としての姿勢であったと考えますが、市長の見解を伺います。平和市長会議に関して、活動内容を広く市民にお知らせすることについて、また、今後の千葉市の平和事業にどのように反映していくのか、伺います。</p> <p>平和市長会議は、2020年までに核兵器廃絶を目指す2020ビジョンを展開しています。来年ニューヨークで開催されるNPT核不拡散条約再検討会議で、ヒロシマ・ナガサキ議定書を採択させるための取り組みが議論されたようですが、市として取り組むことがあるのか、伺います。</p> <p>戦争体験や平和の大切さを継承していくことは極めて難しい課題ですが、30代の市長として、若い世代、未来の世代との平和の大切さに対する意識の共有についてどのように考えるのか、伺います。</p> <p>次に、<u>財政運営について</u>伺います。</p> <p>平成20年度の一般会計決算は、歳入では、自主財源で市税がわずかに増加したものの、依存財源で市債や国庫支出金などが大幅に減少したために、自主財源の割合は68.0%と前年度よりも6.9ポイント高くなりましたが、市税徴収率は当初の目標を下回っています。実質収支は3億7,000万円となっていますが、これは、市債管理基金への返済20億円を先送りして何とか確保したものです。歳出面では、公債費の増加により義務的経費の割合が52%と、前年度に比べて5.8%増加し、自由度の少ない厳しい財政状況であり、各種事務事業の見直しや経費節減の影響は、市民生活の至るところにあらわれています。社会全体では、少子・高齢化によって人口減少への流れがはっきりとして、加えて、昨年秋からの経済不況の影響により、緊急雇用対策を講じても、失業率は5.7%と悪化しています。急激に困窮する市民へ十分な配慮をしつつも、さらなる財源確保にも取り組まなければなりません。自主財源確保に工夫を凝らすとともに、千葉市の現状をわかりやすく丁寧に市民に説明し、財政運営に関してこそ、市民の理解と参加を得ながら進むことが大切であると考えます。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>平成20年度の実質収支3億7,000万円は、市債管理基金への返済20億円を先送りして何とか確保したのですが、この20億円の返済について、公債費負担適正化計画を更新するに当たって、どのようにお考えでしょうか。20年度の市税徴収率は92.0%と、目標の93.3%を下回っていますが、このことをどのように評価しているか。また、政令市の中ではどのような位置にありそれをどう評価するか、伺います。</p> <p>新行政改革推進計画や財政健全化プランの最終年度である21年度徴収率の決算見込みはいかがでしょうか。22年度以降の徴収率向上についてはどのように考えているか。新たな徴収対策について伺います。</p>
-----------	---

次に、**予算編成について**伺います。

財源確保や歳出削減の取り組みについて、創意工夫を凝らして経費を節減したものについては、部局単位、あるいは区単位で節減額の一部を財源として配分するというインセンティブを実施している自治体もあります。一律カットではなく、担当課による創意工夫が評価されることから、職員の意識改革にもつながるのではないかと考えます。平成 22 年度予算編成においては、インセンティブ予算を取り入れるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

マニフェストに位置づけられた予算編成過程の公開について、その内容、スケジュールについてお示しください。

次は、**子供の参画について**伺います。

私たちの社会は、すべての子供たちの幸せ、幸福を図るために、児童は人として尊ばれる、社会の一員として重んぜられる、よい環境の中で育てられるということを児童憲章で誓い、昭和 26 年から 60 年間努力をしてきたはずです。ところが、日本の子供たちは孤独感を感じている割合が高く、自己肯定感や向上心が低いということがユニセフが実施した OECD 加盟 25 カ国を対象とした調査からも明らかになり、それを証明するように、国内では今や 130 万人の子供たちが引きこもり、青少年の自殺者は 4,049 人と、深刻な状況が報告されています。そんな中で、市長は就任後の議会で、子供たちにとって、よりよい環境を実現するために、子供の参画を全庁的な取り組みとしていくという意思を示され、子供たちが社会と結びつく力を回復するのではないかと期待をするところです。今後、千葉市において子供の参画を進めるためにも、その意義を明確にし、多くのコンセンサスを得る努力が必要であると考えます。

そこで伺います。

千葉市の子供の参画の現状をどのように認識しているか。子供の参画は、子供にとってどういう意味があるか。子供の参画は、社会にとってどういう意味があるか。子供の参画を児童憲章などとの関係でどのようにとらえるか。

以上、お尋ねします。

次に企画行政について伺います。

情報発信についてです。

情報は市民の財産であり、市民から預かっている市政にかかわる情報をわかりやすく迅速にかつ正確に伝えることによって、コミュニケーションの手段ともなります。今後、参加と協働を進める上でも、必要としている人に必要な情報を届け、ともに考えることができるような情報発信の方法を工夫していく必要性を感じています。インターネットは、マスコミというメディアを凌駕して普及し、個人から個人へ、個人から社会へという情報発信が縦横無尽になされ、また、携帯電話からあらゆる情報を入手し、新聞の購読者数も減少している中、今後の千葉市の情報発信のあり方についても、再検討する必要があると考えます。

千葉市では、平成 13 年から 22 年までの 10 年間の情報化の指針として、情報化基本計画を策定し、5 年ごとのアクションプランに従って施策を推進しています。日進月歩の情報分野において、適切な情報施策を展開するために、以下伺います。

情報化基本計画と第 2 次 I T 化アクションプランの今後については、どのようにお考えでしょうか。携帯電話を有効に活用した情報発信をすべきと考えますが、いかがでしょうか。必要としている人たちに必要な情報が直接届くような、例えば安全・安心メールなど、既に取り入れています。今後、特に若い世代など、市政情報から遠い市民に対して、興味関心のある分野について直接配信できるメルマガなどを導入してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

総務行政について伺います。

事務事業評価についてです。

千葉市では、平成 13 年度から事務事業評価を行っていましたが、評価システムで実施している 3 層制の相対評価の困難性、さらには、評価結果を予算編成などに活用する際の課題などが明らかになってきたことから、事務事業評価システムを見直す必要があるとして、20 年度は休止していました。21 年度は 1,034 事業から外部評価対象事業を選定し、これらの事業に関して外部評価を取り入れて、12 月に評価結果を公表すると聞いています。

そこで伺います。

今までの事務事業評価と今回の事務事業評価の違いについて。評価の観点と評価項目について。予算編成への反映について。市民目線での評価の導入についてお聞かせください。

次に、**要綱の取り扱い**についてです。

行政指導や補助金の交付などは、要綱によってとり行われています。しかし、その根拠となる要綱については、ホームページでの公開の状況がまちまちであり、その情報提供のあり方は、市民にとってわかりにくいものとなっています。市の事業について説明する際には、その根拠となる要綱も市民にわかりやすく提示し、情報を提供すべきであると考えます。

そこで伺います。

要綱の取り扱いについては、現状ではどのようになっているのでしょうか。市民の活動にかかわるものについては、だれもが公平にアクセスできるようにホームページをもっと活用し、掲載場所などを工夫して公表すべきであると考えますが、公表の現状と今後の考え方についてお聞かせください。

次に、**保健福祉行政**についてです。

初めに、**障害者の就労**について伺います。

昨年秋以来の経済不況から、雇用状況は依然として厳しい状態が続いています。このような中では、障害者の就業はさらに難しい状況に追い込まれることが予測されます。こんな時だからこそ、市としては、就業につながるような支援に一層力を入れることが必要であると考えます。

そこで伺います。

失業率が**5.7%**という就労が難しい中で、障害者の一般就労を促すことについて、どのような取り組みをしているか、お聞かせください。

千葉県では、平成18年8月から、社会福祉法人やNPO法人の協力を求め、県庁でモデル就労の取り組みを実施し、モデル就労のためのワークステーションとして、庁内会議室を10月から12月にかけて確保し、複写機、印刷機、シュレッダー、パソコン、プリンターなどを準備し、8法人から22名の障害者の参加を得ました。その結果、平成19年6月からチャレンジド・オフィスちばを開設し、5名を非常勤嘱託職員として雇用し、ステップアップして一般就労を目指し、定期的な業務、随時依頼業務、納期のない業務を組み合わせて、業務スケジュールの平準化を図っているとのこと。このような千葉県のチャレンジド・オフィスちばの取り組みをどう評価するか、お聞かせください。

次に、**介護保険**についてです。

初めは、**在宅サービス**についてです。

国が在宅生活を重視する方向性を示す中、千葉市の居宅サービス利用者数の割合も、制度当初**68%**であったものが平成20年度は**82%**まで伸びました。平成18年度には、施設入所者の自己負担、予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスなどが導入され、制度の大幅な見直しが行われました。平成18年から20年、3期計画の実績を見ると、居宅サービスのかなめである訪問介護は17年度の利用者数**6,867**人でしたが、制度改正後の18年度以降では2年連続減少しています。そのうち身体介護と生活援助の割合を見ると、生活援助が**51.7%**、**46.7%**、**40.3%**と年々落ち込んでいます。こうした事象から、制度改正で給付費の抑制が図られたため、在宅生活に影響が出ているのではないか、必要なサービスが提供されているのか危惧されます。

そこで伺います。

このように、高齢者の在宅生活を支えている訪問介護のサービス利用者が減少していますが、どのように分析されているのか、見解を伺います。この結果を踏まえ4期計画にどのように反映されたのか、伺います。

次に、**低所得の方への対応**についてです。

介護保険が年々利用しづらくなってきている、経済的にゆとりがないので利用を抑制せざるを得ないという声を聞くようになりました。利用者の負担がふえる傾向にあり、特に低所得の方がサービスを十分に受けられなくなってきているとのこと。国や自治体で減免制度を実施してはいても、すべて申請主義であり、必要な方に情報が届いていないという現状があります。低所得の方への対応が求められます。

そこで伺います。

現在、市独自の保険料減免制度がありますが、平成18年度**219**人、平成19年度**196**人、20年度**176**人と、年々減少傾向にあります。全体人数も少なく感じますが、減少した理由は何か、また、周知はどのように行っているのか、伺います。

介護サービス利用料の減免については、今のところ、市では行っていませんが、その理由は何か。実施している他市の状況をお示しください。また、千葉市で実施するお考えがあるか、伺います。

次に、**地域支援事業**についてです。

平成 18 年に創設された地域支援事業は、20 年度予算は 10 億 5,500 万円でした。そのうち介護予防事業は 3 億 8,200 万円で決算は 1 億 9,200 万円、50.4%と約半分の執行率です。一方、包括支援事業は 95.2%、任意事業は 83.9%の執行率で、おおむね想定の範囲内ようです。事業の財源は、介護給付費 3%以内と想定されていることから、どの事業に重点を置くかは、保険者である自治体の判断にゆだねられていると考えます。

そこで伺います。

事業費の配分を変え、包括支援事業、すなわち、あんしんケアセンターの増設やブランチを整備することについて見解を伺います。介護予防事業の執行率が低迷していますが、介護予防の評価、検証はどのように行われ、結果はどうだったのか、お示してください。第 4 期はどのようなお考えで計画を立てられるのか、見解を伺います。

次に、**地域福祉計画**について伺います。

約 2 カ年のワークショップを経てつくられた地域福祉計画は、動き出して 4 年目です。あしかけ 6 年の千葉市の地域福祉はどう変わったのでしょうか。自助、共助と言われる地域福祉に、公としての行政が果たす役割をどのように果たすかが課題であると考えます。福祉のまちづくりには時間がかかりますが、地域に住んでいて、計画ができたことで地域福祉が少しでも進んだという実感を多くの人が持てるよう、以下伺います。

地域福祉計画の果たすべき役割と位置づけをどんなふうにとらえてきたのでしょうか。市として、4 年目を迎える各区につくられた地域福祉計画推進協議会の課題はどういうところにあるか、お考えを伺います。来年、最終年度を迎える地域福祉計画ですが、情報のプラットフォームの位置づけでしかない推進協のあり方も見直しすべきと考えます。地域に実践を広げるコーディネーター役として、実行部隊機能を持たせるなど、要綱の見直しを進め、推進協に予算をつけ、委員のやる気を育てるような推進協に生まれ変わらせる必要があると考えます。

市長は、地域福祉推進のため、次のステップに向けてどういう展開を考えているのか、お聞かせください。

次は、環境行政についてです。

公害防止協定についてです。

千葉市では、環境保全条例に基づき、市内主要企業と公害防止に関する協定を締結し、指導等を行っています。特に主要企業 7 社については、広域的な対応が必要とことから、県を含めた 3 者間で協定が締結されています。企業が施設等の増設、新設、変更等を行う際は、事前協議を行い、市に了解を得なければならないとされています。平成 17 年 3 月、J F E スチールによる違法排水やシアン流出事件の際、事前協議なく冷却塔が解体されていたことが市の立入検査で発見されました。これを受けて、市では J F E スチールに対し、現在着手、計画中の工事について事前協議が必要と考えられるものを提出させました。そのうち八つが事前協議が必要なものであることが判明し、その中に第 5 高炉の解体がありました。第 5 高炉解体といえは大変大きな施設の改変であり、事前協議が必要なことはだれの目にも明らかですが、当時、既に解体は着手されていたのです。

そこで伺います。

公害防止協定に違反して事前協議なく事業を行った事例は、これまで何例あるか。年度別、事業別に答えてください。

事前協議なく施設の変更を行った企業に対する市の見解を伺います。

J F E スチールが第 5 高炉の解体を事前協議なしに着手していたことについての見解もお示ください。

その後、県、市の指導があり、事前協議書が提出されました。これに対し、県、市からは三つの条件を付して回答がなされています。3 項目のうち二つ目は、工事に伴う地質汚染を防止するため、解体工事の開始前と終了後の地下水、土壌についての調査を義務づけたものでした。しかし、その後、県と J F E の間で再協議が行われ、内容が大幅に改変されてしまいました。すなわち、地下水、土壌の事前調査はなしで、コンクリート土間及び堤を設置することで対応するということになったのです。こうした重大な変更について、県市間で十分な協議がなされたか疑問です。4 年前のシアン流出事件の反省は生かされていないのでしょうか。3 者で改めて協議の場を持ち、変更内容に問題がないか、専門家の意見を聞くべきではなかったのでしょうか。昨年 12 月より解体が始まり、間もなく本体の解体にも着手されます。今後、解体する第 5 高炉及び附帯設備の付着物について、シアン化合物に係る調査をすると聞いていますが、市として十分な対応を強く求めるものです。

そこで伺います。

公害防止協定は、地域住民の健康の保護と生活環境保全のため、県、市、事業者は常に最大限の努力をすることを基本理念として締結されているものです。これに基づいた事前協議書及び市、県の回答書の重みを市はどのようにとらえているのか、見解を伺います。

次に、**土砂の埋め立てについて**です。

許可された広さ以上に土砂が運び込まれたり、農地転用でいつのまにか宅地になったり、一晩で土砂が運び込まれ一山できたりと、目に余る土砂の埋め立てが散見されます。市として、これまで土砂条例を制定し、現役またはOBの警察官を職員として採用したり、警備会社に委託して監視させたり、市として独自にパトロールするなど、条例違反の埋め立てや不法投棄を監視、指導してきました。しかし、条例で指導しきれないものや条例の網目をかいくぐって土砂を搬入する悪質な事例もあり、指導にも限界があります。

そこで伺います。

土砂の埋め立てにおける現状と課題を市としてどのように把握していますか。市民ネットワークでは、対策を強化するためにも、条例改正の必要性を求めてまいりました。現在の進捗状況をお聞かせください。また、今後の見直し作業はどのように行っていくのでしょうか。

千葉県においても、同様の土砂条例をもって指導を行っていますが、県条例を適用除外し、各市町村で独自の条例を持っているところも多くあります。千葉市と比較して、どんな違いがあるか、より踏み込んだ条例がありましたら、お示しください。

次は、**経済農政について**です。

きぼーを核とした中心市街地の活性化について伺います。

中心市街地活性化基本計画の中では、にぎわい都心・ちばの実現を目指し、目標達成に向けた事業展開が位置づけられています。その一つは、人が集まる拠点の形成、二つ目はその拠点をつなぐ工夫、三つ目は商店街、大学等との連携による栄町地区の活性化です。きぼー内の施設利用者数も今年の1月から12月末までの1年間で、合計86万5,000人に上っていますが、事業展開の二つ目にも掲げられているとおり、きぼーに集まった人たちをいかに中心市街地全体に回遊させていくかが重要なのであり、それなくして活性化は望めません。

そこで伺います。

中心市街地活性化基本計画に位置づけられている拠点をつなぐ工夫として、これまでどのような取り組みを実施してきたのでしょうか。今後は、どのような取り組みを行っていくのか、伺います。また、きぼーのアトリウムについては、人が集まる拠点の形成を図る上で、とても大切な場所と言えます。広くイベントを実施する場所として、また、イベントを楽しんでいただけるようにすることも重要です。

そこで、アトリウムを活用したにぎわいの創出について、どのように取り組んでいくのかについて伺います。

次に、**遺伝子組みかえ菜種の交雑及びまき散らしについて**です。

遺伝子組みかえセイヨウナタネが在来菜種と交雑したことが、昨年度環境省の調査で初めて確認されました。在来種との交雑については、以前からその可能性が指摘されておりましたが、1992年に成立したカルタヘナ議定書生物多様性条約に基づくカルタヘナ法では、野生生物のみを対象としていることから、農作物は対象外となっています。そのため、国では、遺伝子組みかえ菜種が日本在来の野生動植物の生物多様性に影響を及ぼす可能性は考えにくいと判断しているとしています。しかし、一方で、平成15年度より継続して遺伝子組みかえ菜種の分布状況を調査しているのです。その結果がさきに述べた在来種との交雑の確認です。さらに21年度以降は、野外での特定遺伝子の流動状況を明らかにするため、除草剤耐性遺伝子が見られる地域において、より広範囲に調査を行う予定としています。在来菜種との交雑は生物多様性保全の観点からも見過ごすことはできません。農業への影響も大いに懸念されるようです。

そこで伺います。

交雑が確認された調査時期、内容、結果についてお示しください。また、同様に遺伝子組みかえ菜種のまき散らしが確認されている本市に対し、こうした調査結果について、国からの報告はあるのでしょうか。あるいは、また、市は国に対し、これまで情報提供を求めてきたのでしょうか。国から自治体への情報提供は、一般的にはどのようになされているのでしょうか。私たち市民が調査結果を知ろうとしても大変わかりづらく、情報提供が不十分であると感じます。市は、どうお考えでしょうか。

国において、遺伝子組み換え作物の影響について、現在はどのように調査が行われているのでしょうか。対象作物や調査エリアの拡大もあると聞いていますが、いかがでしょうか。

遺伝子組み換え作物の環境に及ぼす影響を明らかにすることや農作物への影響も対象にするなど、カルタヘナ法の改正を市として国に求めることが必要と考えますが、いかがでしょうか。

市内における遺伝子組み換え菜種のまき散らしについて、現状を市はどう把握していますか。

船からの荷降ろしやサイロへの保管、輸送車への搭載方法や工場までの輸送過程など、まき散らしを防ぐために事業者への指導はどのように行っていますか。

生活協同組合生活クラブ生協では、毎年、市内での遺伝子組み換え菜種のまき散らし及び交雑について調査を行っています。こうした結果を市のホームページで公表するなど、市民への情報提供も必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、**農業における鳥獣被害について**伺います。

先ほども出ましたが、ハクビシンやカラスなど、野生動物による農作物の被害を耳にします。市内の被害状況や対策についてお尋ねします。

市内における過去3年間の鳥獣被害の状況、品目、面積、被害額についてお示してください。また、被害の傾向はどうなっているのでしょうか。

鳥獣被害に対し、市として、これまでどのような対策をとってきたのでしょうか。

本年10月から1月にかけて全戸調査を行うと聞きました。調査対象品目、調査方法、内容についてお示してください。

調査結果を受けて、今後どのような対策をとっていくのか、市として考えられる対策はどのようなものがあるのでしょうか。

次に、**ムクドリについて**伺います。

80年代から、全国的に市街地の街路樹などをねぐらとするムクドリが問題視されるようになりました。もともと、ムクドリは暖かい環境を好み、郊外の竹やぶや雑木林をねぐらとして、田畑の害虫を食べる益鳥として大切にされてきたそうですが、近年では、ビルに囲まれた市街地の樹林帯をねぐらとしているようです。それは天敵であるオオタカやカラスやフクロウから身を守るためだと言われ、開発によって郊外の森が奪われ、そこをすみかとしていた動物たちの生態系が崩れたことも、町なかにもムクドリがふえた要因ではないかと思われます。2007年には、姫路市でムクドリサミットが開催されるほどに、新たな都市問題となっています。千葉県下では、市川市、我孫子市、柏市、習志野市なども、数年前から対策に苦心しているとのことですが、ことしは津田沼駅周辺の樹木を伐採したことから、津田沼かいわいにいた3万羽とも言われるムクドリが、新たな居場所探しをしているだろうと言われています。千葉市内でも、町なかの街路樹や公園、駅前の広場などにムクドリの大群が集中し、市としても追い出し作戦などの対策を講じています。鎌取駅南口でも6月下旬と8月下旬に追い出し作戦を行っていますが、そのとき既に2万羽ほどになっているだろうとのことでした。しかし、現状では、追い出しても戻ってくる、他の場所に移動するだけと、抜本的な対策にはなりません。

そこで伺います。

昨年、ことしと千葉市内でムクドリ対策を施したのは具体的にはどこか。それらの場所に共通する特性はどのようなものか。ムクドリ対策を行う上で、市がとらえているムクドリの習性について。今後、市としてはどのような考え方に基づいて対策を講じるかについてお答えください。

次に、都市行政についてです。

まちづくりの手續について伺います。

1999年に都市計画が市町村の自治事務とされ、2000年の改正で、地区計画などの都市計画の決定、変更、地区計画の案についての申し出制度が導入され、また、自治体が都市計画手續を付加、詳細化できることが明記されました。2002年の改正では、地権者の3分の2以上の同意等による都市計画の提案制度が導入されています。これらの改正にこたえて、全国各地の自治体で、地域の特性に応じて、まちづくりにおける市民参加の拡充、事前手續の充実の観点から都市計画手續の見直しやそのための条例化作業が行われています。一方、マンション建設のみならず、葬祭場、風俗営業施設など、土地利用のあり方をめぐる紛争も増加している中、大規模開発をめぐる近隣住民との紛争は相変わらずです。

千葉市では、マンション問題など、紛争解決のための協議の仕組みとしての地域別構想や地区計画制度が準備されているものの、今までに地域別構想が1地区、市民発意の地区計画が近年では3地区で、件数が少ない現状であります。

そこで伺います。

この現状を市はどうとらえているか。課題は何か。今後どのように考えているか、お答えください。次に、**住宅政策**についてです。

平成 19 年に住宅セーフティネット法が成立し、公的賃貸住宅の管理者は、公的賃貸住宅の入居者の選考に当たり、住宅確保要配慮者の居住の安定に配慮するよう努めなければならないとされました。住宅確保要配慮者とは、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭、そのほか住宅の確保に特に配慮を要する者とされています。

そこで伺います。

平成 15 年度の住宅土地統計調査によると、千葉市は空き家率が高いが、このことをどのように考えているのでしょうか。公営住宅については、住宅に困窮している人たちが適切に入居できるものだと思いますが、市はどのように考えていますか。住宅困窮者として、近年では若者やホームレスなどの単身世帯が増加しています。千葉市においても、これらの人々をターゲットにしたいいわゆる貧困ビジネスが問題となりました。適切な住宅提供が今後の市の重要な課題であると思いますが、公営住宅を活用することについてどのように考えるか、見解を伺います。

次に、**街路樹の維持管理と住民参加**についてです。

街路樹は緑の木陰を演出し、町の景観をつくりませんが、時に樹木の特性や性質を無視した強剪定が行われ、本来の樹形が乱れて景観を損ねている例も見られます。これには街路樹の周辺環境である電線や町のサイン、建築物の影響もありますし、また、周辺の市民からの落ち葉や害虫の苦情などもかかわっています。最近では、財政状況の厳しさからの予算の制限もあると思われます。しかし、街路樹の果たすべき役割が適切に機能していないことは、街路樹の存在意義にもかかわる問題です。このように多くの問題を抱えている街路樹の維持管理ですが、最近では、地域住民の積極的な参加を得て解決していこうとする全国的な流れがあります。

国土交通省では、良質な景観の形成と温室効果ガスの吸収など大気環境への負荷を軽減するために緑陰道路プロジェクトを進めています。剪定を極力控え、街路樹を剪定しないことについて地域住民の理解を得られた地区において、緑陰道路管理計画を策定しています。街路樹を剪定しないことによって起こる問題を地域住民と道路管理者が協力して、安全対策や落ち葉への対策、看板、標識、信号機への対策、電線、建築物などへの対策などに関する緑陰道路管理計画を策定し、管理することに取り組んでいこうとするものです。また、公園や河川、街路の維持管理に市民がかかわるアダプト・プログラムも全国での導入が進み、既に 400 近い事例の報告があり、清掃やごみ拾いだけでなく、植栽、植樹も活動対象になっています。台東区では、個性ある景観を創出するとともに、害虫被害の軽減と剪定、農薬散布など、年間維持費の削減を図るため、地域住民の意向を確認しつつ、区道街路樹の樹種変更を進めています。

千葉市においても、街路樹管理への住民参加が進むことを願い、以下伺います。

街路樹の路線数、高木本数の現状はどうか、5 年前と比較してはどうか。街路樹の維持管理費用の現状を 5 年前と比較するとどうでしょうか。そのうち、剪定、除草、薬剤散布、道路清掃にかかわる費用はどのようになっているのでしょうか。街路樹について、剪定や落ち葉、樹種、害虫などの苦情やトラブルは、どのようなものがあるのでしょうか。公園樹木や街路樹の剪定への住民参加について事例はあるのか、街路樹の維持管理への住民参加についてのお考えを伺います。

次に、建設行政についてです。

橋梁の耐震の確保について伺います。

本年 8 月 11 日、静岡で震度 6 弱の地震が起き、東名高速道路が一部崩落するなどの被害がありました。緊急輸送道路などにかかわる橋梁の耐震に関しては、千葉市としても、これまで優先度順に耐震補強が実施されてきたとのこと。千葉市が現在管理する橋梁は、全部で 435 カ所あり、このうち耐震補強が必要な橋梁が 139 カ所あるとのこと。平成 20 年度末での耐震化率及び未整備橋梁数をお示しください。また、このうち緊急輸送をするために必要な緊急輸送道路等の橋梁の未整備箇所は何カ所でしょうか。特に緊急輸送道路等の未整備箇所については、いつごろまでに整備を完了させることができるのか、その見通しについて伺います。

橋梁の耐震化に関しては、耐震補強すべき箇所など、具体的に情報を開示することを求めますが、いかがですか。

幕張町 215 号線整備の見直しについて伺います。

これは、開発事業等を見直しで、J R 東京駅と千葉駅間に残された最後の踏み切り、花立踏切の除

去事業の構造を事業開始当初とは状況が変化したこと、また事業の長期化、多額の事業費を要することから、見直しを図るものです。道路等の整備に関しては、財政状況の厳しい中でも、一度事業として立ち上げると、拡大はあっても縮小していくものはほとんどなく、今回見直しの方向を打ち出したことは英断であったと考えます。現在の整備計画をどのように変更していく考えなのか、お聞かせください。また、今後、決定していく上で大きな課題となるものは何か。ほかの道路整備において、同様に長期化したものなど見直しが必要と考えますが、見解を伺います。

次に、下水道行政について伺います。

豪雨と浸水被害についてです。

8月9日、10日に降り続いた豪雨によって、市内の多くに浸水被害がありました。短時間に猛烈な雨が降り、千葉市では1時間に45ミリの雨が観測されました。一方で、今回の豪雨は市内の大変限られた地域だけに集中して降ったものであり、これまでの雨雲の動きからは予想がつかない降り方だったとも聞きました。降雨による河川の増水や水害を防ぐための対策は、市としてこれまでも精力的に取り組まれてきたことと思います。しかしながら、近年のこうした予測不能の水害に対しては、ふだんからの備えや市民自身の心構えが一層大切になってきていると思われま

そこで伺います。

8月9日、10日の降雨状況と市内の浸水被害について、概要をお示しください。

こうした豪雨や浸水被害に当たり、市の対応はどうだったのでしょうか。浸水被害に遭った市民への支援についてもお尋ねします。

水害に備えて市民ができる心構えについてお示しください。

道路冠水による住宅への浸水を防ぐには、防水板が効果的と聞いています。他市の取り組みはどうでしょうか。市として防水板の設置の補助を進めていくことが効果的と考えますが、市のお考えを伺います。

次に、下水道事業の経営改善及び中長期見通しについて伺います。

千葉市の下水道普及率は、20年度末で97.1%と高く、生活環境の改善や浸水対策など、これまで積極的に行ってきました。その結果、都川を初め市内の河川や排水路の水質は以前と比べ大きく改善しました。一方で、これに伴う建設投資にかかる企業債残高は増加し、その償還が重い負担となっています。さらに、施設の改築や更新など、既存施設の維持費も膨大です。平成22年度から11年間の下水道事業の経営改善及び中長期見通しでは、今後見込まれる大幅な資金不足についてどう解消していくか、市民に対し説明会を開催したり、意見募集を行うと聞いています。

そこで伺います。

下水道は、事業内容もその財政状況も複雑で、市民にはわかりづらいものですが、今後、市民の負担増が見込まれる中、下水道事業への市民の理解は必須です。担当課ではわかりやすい資料を作成し、少しでも市民の皆さんにわかっていただこうと努力しているようです。説明資料には、今後取り組む新規事業への投資について、費用対効果が示されていますが、費用対効果の算出方法やその効果の評価が市民には大変わかりにくいように思われます。下水道局として、これまで事業や財政面での説明や情報提供は十分で適切であったとお考えでしょうか、伺います。

今後、下水道使用料の改定も視野に入れていくようですが、他政令市と比較して、本市の下水道使用料はどのくらいなのでしょう。企業会計が始まった平成4年度以降の下水道使用料の推移を示してください。今回の市民意見聴取に当たり、その説明資料には、具体的な数字で市民負担を示したほうがわかりやすいように思いますが、いかがでしょうか。

最後は、教育行政についてです。

特別支援教育について伺います。

特別支援学校の過密化が全国的に問題となっています。千葉県でも、在籍幼児・児童生徒数が年々増加しており、特に知的障害のある児童生徒の増加が著しく、これまで校舎の増築や特別教室等の普通教室への変更など対策を行ってきましたが、特別支援学校の過密化は厳しい状況となっているとして、県内の高等学校の空き教室や余裕教室を活用して、特別支援学校の分校等の設置が検討されてきました。その一つとして、本年5月には、県立流山高校の余裕教室を活用した柏特別支援学校流山分教室が開設されています。千葉市内の小学校、中学校の特別支援学級に通う生徒の保護者の方に向けて、これら分校などの設置についての説明会が行われたとのこと

千葉市の特別支援教育の状況について、以下伺います。

千葉市内における中学校の特別支援学級の設置状況と通学する子供たちの人数について。千葉市立

養護学校の生徒数の現状はどうか。また5年前と比べるとどうか。

中学校の特別支援学級と市立養護学校の生徒数が増加しているとするならば、その要因については、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

中学校特別支援学級から通常学級への異動、また、高等学校への受験、進学については、どうなっているのでしょうか。市立養護学校の高等部のコース制の状況についても伺います。

次に、**学校施設の開放**について伺います。

池田小学校の事件以来、子供たちが学校生活を安心して送ることができるよう施設管理に配慮がなされてきましたが、最終的に子供の安全を守るのは、施設ではなく大人の子供に対する関心と連携力であると考えます。古くは、おらが学校という言葉があったように、学校は地域コミュニティーの核としての役割を担っていましたが、セキュリティーで守られれば守られるほど、学校が遠く孤立していくというジレンマを抱えているのではないのでしょうか。本当の意味で開かれた学校となり、地域のまなざしで子供たちが守られるために、以下伺います。

学校施設を教育以外の目的で使用したり、一部を転用している事例はどのようなものがあるか。今後の開放、例えば放課後子ども教室の今後の拡充の可能性についてお聞かせください。

秋津コミュニティルームのような地域住民の居場所としての空き教室など、学校施設の開放についてはどうお考えでしょうか。瑞穂小と扇田小で、特別教室の開放モデル事業を4年間行い、その後、この事業の広がりはありません。現状はどうか。広げない理由、また今後はどのようにしていくのか、お考えを伺います。

最後は、**図書館の利用**についてです。

千葉市は、昨年末に図書館協議会から、これからの時代にふさわしい千葉市図書館サービスのあり方について答申を受け、答申に基づいて、今年度は千葉市図書館サービス推進計画を策定することになっていますが、方針の1番には、多様な資料を収集提供するとあり、今後検討が進められます。ところが、図書資料整備費は一昨年、昨年と激減しており、現状は計画づくりとは裏腹です。図書館に関しては、市民に身近な施設であり、今後のサービス展開のためには、市民とともに現在のサービス状況を再検討することも必要かと考えます。

そこで伺います。

資料費の推移はどのようになっているのか。平成19年度と20年度の決算と削減率、21年度当初予算についてお示しください。地区図書館の開館時間の延長や休館日の変更要望を耳にしますが、市民からはどのような媒体で、どのような声が寄せられているか。利用者が多いとか、駅に近くて帰宅途中に立ち寄りやすいなど、全館一斉にではなく、必要に応じて時間延長に取り組んでみてはどうかと思いますが、見解を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

熊谷市長

ただいま市民ネットワークを代表されまして福谷章子議員より市政各般にわたる御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

初めに、**市長の基本姿勢**についてお答えをいたします。

まず、自治体としての国際的な**平和活動への取り組み**についての見解ですが、外交・軍事問題などについては、基本的には国の専権事項であると考えておりますが、都市間で協力し活動できることもありますので、本市としては、平和市長会議などにより世界の恒久平和を願う姿勢を積極的に示してまいりたいと考えております。

次に、平和市長会議については、本市の平和啓発事業の取り組みの中で、その活動内容をホームページに掲載するなど、積極的に市民の皆さんに周知するとともに、加盟している他都市の事業を参考に平和啓発事業の充実に努めてまいります。

次に、2010年核不拡散条約再検討会議でのヒロシマ・ナガサキ議定書採択のための市の取り組みについてですが、平和市長会議は加盟都市が多いほど、議定書採択に向けた訴えが説得力を増すとして、自治体への加盟要請活動を強化しており、本市がこの8月に首都圏の政令市として、初めて平和市長会議に加盟したことは、この活動趣旨に沿った取り組みであります。今後は加盟都市として、未加入の県内市やさらには海外の姉妹都市に呼びかけを行うなど、平和市長会議が行う活動に参加するとともに、活動の拡大に協力してまいります。

次に、若い世代との平和の大切さについての意識の共有についてですが、戦争を知らない若い世代に平和の大切さを伝えるためには、戦災体験に触れる機会をつくっていくと同時に、海外で今なお繰り返されている悲劇についても考える機会をつくることが重要であると考えております。今後も、

戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、未来の世代と平和の大切さについて考えを共有していくため、平和啓発事業に取り組んでまいります。

次に、**市債管理基金への返済の考え方**についてですが、今年度予算においても収支不足補てんのため70億円を借り入れることとしており、今年度末の借入残高が約200億円になる見込みです。公債費負担適正化計画を更新するに当たっては、実質公債費比率が早期健全化基準である25%を超えないよう、引き続き市債の発行を抑制するとともに、基金借入残高を減少させることが必要です。しかしながら、来年度も今年度以上の収支不足が予想される中で、返済の財源を捻出できる可能性が低いことから、今後の景気動向や行財政改革の取組効果などを勘案し、24年度から計画的に返済したいと考えております。

次に、**市税の徴収率についての20年度決算の評価と政令市の中での順位及びその評価**についてですが、20年度の目標徴収率であった93.3%は残念ながら達成できなかったものの、前年度91.4%と比べ0.6ポイント向上させることができました。厳しい納税環境の中で、大半の政令市が前年度の徴収率を下回ることとなりましたが、本市のみ現年度分、滞納繰越分、そして市税全体の徴収率のすべてにおいて、前年度を上回る結果となりました。特に、本市の滞納繰越分の徴収率が17.8%となり、前年度より3.4ポイント改善することができたのは、管理職による徹底した進行管理を行うとともに、積極的な差し押さえを行うなど、これらの徴収対策が効果を上げたものと考えております。しかしながら、政令市の中の順位としましては、依然最下位であり、平均の95.4%を大きく下回っていることから、引き続き積極的かつ効率的な徴収対策に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、**21年度の徴収率の見込み**についてですが、新行政改革推進計画では、目標徴収率を94.3%としておりましたが、20年度決算の見込みや景気動向を勘案し、当初予算では93.8%を目標としたところであります。この目標に向け、現年度分の徴収対策の強化として、各区には初動班の設置や徴収嘱託員を増員するとともに、滞納繰越分についても、より積極的な滞納整理の推進を図るなど、その達成に向けて取り組んでいるところであります。

次に、**22年度以降の新たな徴収対策**についてですが、特に現年度分については、新たな滞納を発生させないための対策を図る必要があることから、自主納付を呼びかける催告コールセンターの設置について検討を行うとともに、引き続き滞納繰越分についても積極的な徴収対策を行ってまいります。さらに、効率的、効果的な税務行政を推進するため、税務行政全般について組織面からの検討を行い、課税客体的確な把握と徴収率の向上に努めてまいります。

次に、**平成22年度予算編成におけるインセンティブ**についてですが、これまで自主財源の確保を図るため、広告料収入の2分の1相当を関係局の予算として配分しておりましたが、厳しい財政状況の中、予算執行段階での経費節減の取り組みについても一層強化する必要があると考えております。このため、22年度予算編成からインセンティブの対象を拡大し、創意工夫による経費削減努力が認められる事務事業について、その効果額の一定割合を関係局に配分することで、各局の積極的な取り組みを促してまいります。

次に、**予算編成過程の公開**についてですが、平成21年度当初予算から見積情報及び査定結果を公開しておりますが、22年度当初予算からはこれを拡大し、予算編成過程の各段階の情報を公開してまいります。具体的な内容とスケジュールですが、まず、10月上旬に予算編成方針や日程などをお知らせした後に、12月下旬に見積情報として見積総額、各局の要求方針や主要事業の概要を公開し、1月中旬に財政局長内示の状況を公開いたします。その後、1月下旬に市長復活予算要求書と市長復活査定の結果を公開し、2月下旬に議会に上程する当初予算案について公開してまいります。

次に、**千葉市の子供の参画の現状**についてですが、子供たちにとってよりよい環境を実現するためには、子供の参画が重要と考えており、現在策定作業を行っている次世代育成支援行動計画後期計画においても大きな柱と位置づけることとしております。現在までに、子供の意見を聞くワークショップで取りまとめた後期計画への意見を提言したり、計画案を審議する社会福祉審議会児童福祉専門分科会の臨時委員として参加するなどの取り組みを始めたところであり、今後は、これまで以上に子供たちが参画できる場を積極的に設けるとともに、全庁的に取り組んでまいります。

次に、**子供の参画は、子供にとって、社会にとってどういう意味があるか**につきましては、関連がありますのであわせてお答えをいたします。

子供たちは、参画を通じ、まちづくりや日々の生活の中でいろいろなことを考え、積極的に意見を発することで、自分たちの未来は自分たちが決めていくとの気構えと責任を持つようになる。すなわち、子供の自立につながってほしいと考えています。そして、このような子供たちがふえていくこと

で、子供が主役になってまちづくりを考える社会、子供が希望を持てる町の実現が図られるものと考えております。

次に、**児童憲章などとの関係でどのようにとらえるかについて**ですが、児童憲章の趣旨を踏まえた子ども参画条例の制定を検討してまいります。

次に、**情報化基本計画と第2次ITアクションプランの今後について**ですが、両計画とも平成22年度をもって計画期間が終了します。23年度以降の計画を策定するには、市の基本計画や実施計画との整合性を考慮する必要があります。また、情報分野は技術革新が著しいこともあり、これまでのような5年、10年の計画期間が適切なのかといった課題もあります。現在、情報化推進の指令塔となるCIO情報化統括管理者を補佐する体制を整備しておりますので、今後策定する計画につきましても、あわせて検討を行い、適切に対応してまいります。

次に、**携帯電話を有効に活用した情報発信について**ですが、本市では、平成15年に携帯版ホームページを開設し、情報の掲載を行っているところです。また、昨年9月にモバイル版千葉案内マップを公開し、市内の施設を携帯電話から地図で検索することが可能になりました。いつ、どこからでも情報を入手できる携帯版ホームページの特性をより充実させるため、ホームページ作成システムの改修を行い、今年7日より各課において直接ホームページを作成し、最新情報を迅速に情報発信することを可能としましたので、今後はこのシステムを有効に活用し、内容の充実を図ってまいります。

次に、**メルマガの導入について**ですが、マニフェスト工程表の広報・広聴機能の強化の取組項目の一つでもありますので、配信するメルマガの種類、導入するシステム、具体的な運用方法などを検討し、22年度の早い段階でメルマガの配信を開始いたします。

次に、**今までの事務事業評価と今回の評価との違いについて**ですが、これまでの評価は、ちば・ビジョン21の推進や事務事業の重点化による行政サービスの質の向上などを目的としておりましたが、新たな事務事業評価では、評価の目的を事務事業の整理合理化とするとともに、所管課の評価に対し、新たに学識経験者など外部の方からの評価をいただくことにいたしました。

次に、**評価の観点と項目**ですが、新たな評価シートでは、個々の事務事業について必要性、有効性などの観点から行政関与の妥当性やサービスの水準、民間委託化の可能性などについて評価を行ってまいります。

次に、**予算編成への反映について**ですが、外部評価も含めたこれらの評価結果は、来年度当初予算編成の参考資料として活用してまいります。

最後に、**市民目線での評価の導入について**ですが、今回、外部評価員がヒアリング対象とした事業について、市民の皆様から意見を募集し、寄せられた意見も参考にして外部評価を行っていただくことを考えております。

次に、**地域福祉計画の果たすべき役割と位置づけについて**ですが、だれもが住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、基本的な福祉ニーズには公的な福祉サービスで対応し、それ以外の多様なニーズには、地域住民が主体となり参加する、地域での支え合いの仕組みをつくり上げることが地域福祉計画の役割であると認識しております。これからの豊かな市民生活を築き上げていくためには、地域社会の再生とも言える新たな取り組みを市民の理解や協力を得ながら着実に発展させることが重要であると考えております。

次に、**各区の推進協の課題について**ですが、これまで、各区の地域福祉計画推進協議会は、地域のさまざまな団体の代表者の方々などに参画いただき、地域福祉の実践事例の紹介や情報交換により、各区での取り組みをより拡大していく情報のプラットフォームとしての機能を果たしてきたところです。この区の推進協議会の運営は、保健福祉センターや区社協及び保健福祉総務課が行っておりますが、相互の連携が十分図られていないことや各区の推進協の取り組みが一樣ではない状況があるように聞いております。今後は、区の推進協の運営主体の明確化や運営方法についての検討が必要であるとと考えております。

次に、**地域福祉を推進するためのさらなる展開について**ですが、本年度から市及び区の地域福祉推進協議会では、次期計画の策定に向けての見直し作業に取り組んでおります。各区の推進協では、現在の区計画の項目を真に地域で取り組むべきものに絞り込み、具体的な担い手も明確にすることとしております。また、市の推進協では、これまでの区計画の進捗状況を踏まえ、市として支援すべき内容について検討しており、相互の計画内容の整合を図るよう取り組んでおります。地域福祉は、相手の顔が見える範囲を単位として取り組むことが望ましいと考えております。そこで、見直し作業後の計画の執行に当たっては、地域福祉の取組単位を現在の中学校区を範囲とする社協の地区部会から、

例えば、自治会単位とすることで、より身近な生活課題や支え合うことの必要性が具体的となり、地域福祉の取り組みが推進できるものと考えております。

次に、**きぼーるを核とした中心市街地活性化について**お答えをいたします。

まず、拠点をつなぐためのこれまでの取組状況についてですが、中央公園を中心として中心市街地の主要な回遊動線である中央公園プロムナードや中心市街地内の各商店街の通りにおいて、地元商店街などとの連携のもと、年間を通じて、まちなかプロムナード活性化事業に基づく各種ソフト事業を展開しているほか、情報発信端末などの活用など、中心市街地における回遊性向上に努めております。また、きぼーるに隣接する千葉銀座商店街では、定期的なフリーマーケットの開催に合わせた新たな取り組みとして、農産物などの地産地消をテーマとしたアースデイマーケットを実施するなど、きぼーるへの来場者を商店街に取り込むためのさまざまな取り組みを行っているところです。

次に、**今後の取り組みについて**ですが、引き続き地元商店街などとの連携を図りながら、町なかになにぎわいや憩いの場の創出を図るためのまちなかプロムナード活性化事業を推進するとともに、きぼーるの集客力を中心市街地全体に波及させるため、主要な回遊動線上にある千葉銀座商店街、栄町通り商店街などが実施を予定している各種ソフト事業や環境整備事業に対し支援してまいります。さらに、科学館、美術館、郷土博物館の連携により、文化に触れやすく楽しめる環境づくりを進めるミュージアムトライアングル連携事業などを推進するなど、中心市街地内の回遊性向上に向け、努力してまいります。

次に、**アトリウムを活用したにぎわいの創出について**ですが、アトリウムのイベントスペースの利用状況は、平成20年度は60%、今年度は8月末現在で63%、年末に向けてはさらに利用が伸びる状況となっております。また、市ではアトリウムで行われるイベントの集客を高めるために、この9月からきぼーる内で行われる各公共公益施設のイベントを取りまとめた月間予定表を作成し、市のホームページで公開するとともに、アトリウムなどで配布し、開催予定を周知しております。さらに、千葉商工会議所では、アトリウムをより市民に親しんでもらえるよう、市民より愛称を募集し10月に発表を予定しております。また、本年度は、気候や天候に左右されないアトリウムの特徴を生かし、フラダンスイベントが5月と7月に実施され、多くの方々に来場をいただいたところであり、12月にも開催を予定しているところでもあります。今後も、魅力あるイベントを誘致するとともに、利用者へのサービス向上に努め、アトリウムのにぎわい創出を図ってまいります。

最後に、**幕張町215号線整備の見直しについて**お答えをいたします。

まず、現在の整備計画をどのように変更していくのかについてですが、事業の目的である踏切除去事業は継続しますが、鉄道横断施設を現在計画している車道と歩道を備えた一般的な道路から、人と自転車の専用道路に変更することについて検討を進めております。また、経済性、施工性の観点から、横断形式について鉄道事業者と検討を進めております。

次に、**今後決定していく上での大きな課題**ですが、見直しにより道路の利用形態が変わることから、地元の皆様の御理解が必要であり、その合意形成が課題と考えております。また、鉄道敷地内における工事であることから、鉄道事業者と安全対策などの協議に時間を要することや本事業は国庫補助事業であることから、国との協議が必要になります。

次に、**ほかの道路整備において、同様に長期化したものなど見直しが必要**とのことですが、現在のところ、本路線のような大幅な見直しをする路線はありませんが、事業中の道路整備につきましては、さらなるコスト縮減を図り、早期に事業の効果が得られるよう努めてまいります。

以上で答弁を終わります。私の答弁以外につきましては、副市長、教育長並びに所管局長から答弁をいたします。

藤代副市長

市長答弁以外についてお答えいたします。

初めに、**公害防止協定について**お答えをいたします。

事前協議なく事業を行った事例についてですが、平成17年度にJFEスチールにおいて7件確認しておりますが、その他はございません。

次に、**事前協議なく施設の変更を行った企業への市の見解について**ですが、事前協議につきましては、事業者が事業を計画した際にみずから提出することを想定しており、事前協議なく施設の変更を行うことは、コンプライアンスに対する認識が不足しているものと考えております。

次に、**第5高炉の解体を事前協議なしに着手したことへの見解について**ですが、第5高炉の解体という大規模な工事が事前協議なしに行われたことは遺憾であると考えております。

次に、**事前協議書に示された期間内に実施されなかったことに関して説明があったのかについて**

すが、事前協議書の指示事項の対応について、県、市との協議が長引いたため、期間内に実施されなかったものであり、特に説明は求めておりませんが、工事工程表を再提出させ、工事計画については把握しております。

次に、**事前協議書の回答に対する対応の変更についての市の見解等について**ですが、事業者から工事手法についての相談があり、その方法については指示事項の目的を達し得るものであると判断したものであります。

次に、**事前協議書の重みについて**ですが、事業者が生産施設等の設置、変更、撤去等に当たり、事前に協議を行い必要な対策をとるものであり、公害の未然防止を図る上で重要であると考えております。

次に、住宅政策についてお答えをいたします。

まず、**空き家率が高いことについて**ですが、近年、少子・高齢化の進行や人口減少社会の到来など住宅を取り巻く環境が大きく変化する中、本市におきましても、住宅数は世帯数を上回っており、数の上では住宅は充足しております。このことから住宅ストックを有効に活用し、長く使い続けることが課題であると考えております。そこで、平成20年3月に策定した住生活基本計画では、資産価値の維持や地球環境の問題等から、供給中心の政策を既存住宅ストックの良質化や活用に力点を置く政策に転換することとしており、今後はストック重視の施策を実施してまいります。

次に、**住宅困窮者が適切に公営住宅に入居できることについて**ですが、市営住宅を真の住宅困窮者に対し、公平かつ的確に供給すべく努めているところであります。しかしながら、市内の住宅数が世帯数を上回る現状において、応募倍率が依然高い状況にあることから、住宅困窮度の高い方を優先的に入居させる選考方法を今後検討してまいります。

次に、**若者やホームレスなどの単身者に対し、公営住宅を活用することについて**ですが、公営住宅の入居資格は、公営住宅法施行令により、高齢者や身体障害者などを除き、同居親族があることとされております。また、ホームレスに対する公営住宅の活用につきましても、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づいた事業で、その事業を行う社会福祉法人等に対し、目的外使用をさせることが可能となっております。ただし、公営住宅の本来対象層の入居を阻害せず、事業の円滑な実施が担保されていること、また、公営住宅の入居者を含め地域住民の協力や理解を得ることが必要とされております。

次に、**豪雨と浸水被害について**お答えをいたします。

まず、8月9日並びに10日の降雨状況についてですが、市内12カ所に設置した雨量計のデータでは、1時間当たりの最大降雨量は9日の15時から16時の間に若葉区役所で66.5ミリ、また、1日当たりの累積最大降雨量は10日に花見川区犢橋中学校で139ミリが記録されております。なお、9日と10日の2日間を合わせた浸水被害は、床上浸水が33件、床下浸水が85件の合計118件で、中央区と若葉区が多く発生しております。

次に、**市の対応について**ですが、千葉市地域防災計画に基づき、気象状況や被害の発生状況などから、注意配備体制並びに警戒配備体制を整え、8月9日の日曜日には153人、また、翌10日、月曜日の通常勤務終了後には271人の職員を配備し、浸水被害等への応急対応に努めました。また、10日の14時30分には、千葉県及び銚子气象台から土砂災害警戒情報が発表されましたので、防災行政無線や安全・安心メールを活用し、市内全域に避難準備情報を発令し、がけ地周辺にお住まいの方々への厳重なる注意喚起に努めたところであります。

次に、**被災された方への支援について**ですが、豪雨により住居の流出や床上浸水などの被害を受けた場合には、災害見舞金を支給するとともに、市民税、固定資産税など市税を被害の状況に応じ減免することといたしております。また、被害を受けた家財道具等を廃棄物として処理する場合の処理手数料につきましても、減免し支援しております。

次に、**水害に備えた市民の心構えについて**ですが、近年全国各地で頻発している局地的な集中豪雨では、予測を上回る速さでの水位の上昇などによって、避難する余裕がなかったというケースが多く報告されております。このような被害を防ぐためには、日ごろから洪水ハザードマップなどで浸水の危険のある場所をチェックし、降雨量に対する浸水の度合いを確認しておくこと、また、大雨が予測される場合には、テレビやラジオの最新情報とともに千葉市防災情報発信サイトや安全・安心メールを活用し、身近な情報を入手するなど、みずからが迅速な対応がとれるよう備えておくことが重要であると思っております。

最後に、**防水板についての他市の取り組みについて**ですが、政令市では新潟市が、近隣都市では東

	<p>京都杉並区が、浸水防除のため個人や法人が設置する防水板の設置費用を助成する支援策を設けております。また、助成制度につきましては、厳しい財政状況にありますが、鋭意検討してまいります。</p>
<p>教育長</p>	<p>初めに、特別支援教育についてお答えします。</p> <p>まず、市内中学校の特別支援学級の設置状況と生徒数についてですが、5月1日現在、知的障害特別支援学級につきましては、22校に37学級、190人が在籍しており、自閉症・情緒学級については、11校に16学級、80人が在籍しております。</p> <p>次に、市立養護学校の生徒数の現状と5年前との比較についてですが、中学部では今年度49人で5年前に比べ5人ふえております。高等部では、今年度133人で5年前に比べ41人ふえております。</p> <p>次に、市立中学校の特別支援学級と市立養護学校の生徒数が増加傾向にあることについてですが、その要因を把握することは困難ではありますが、特別支援教育の理念や本市の学校におけるこれまでの取り組みが理解され、一人一人の教育的ニーズに応じた学習の場が選択されることなどによるものではないかととらえております。また、市立養護学校高等部については、他市に先駆けてコース制を設けるなど、きめ細かな就労支援に努めていることなどが一定の評価をいただいていることも要因の一つではないかと考えております。</p> <p>次に、中学校特別支援学級から通常学級への移動、高等学校への進学についてですが、初めに通常学級への転級については、本人や保護者からの希望を受け、学校と保護者が十分に話し合い、転級が適当であると判断した場合に、通常学級への試行通級を行うこととなります。その後、就学指導委員会の判断も参考にして通常学級への転級について決定しております。また、高等学校等への進学状況ですが、進学希望のある生徒、保護者に対しては、学校や養護教育センターにおける相談などを通して、適切な進路指導に努めております。</p> <p>次に、市立養護学校高等部のコース制の状況についてですが、高等部では、平成14年度より県内初となるコース制を導入し、きめ細かな指導に当たっております。コースは、一人一人のニーズに応じて、身辺自立、生活自立、社会自立を目指した三つのコースとなっており、それぞれ的人数は4人、77人、50人でございます。</p> <p>次に、学校施設の開放についてお答えします。</p> <p>初めに、学校施設の学校教育以外の目的での使用等についてですが、運動場や体育館は体育施設開放、地域の運動会等の自治会行事に、教室は特別教室開放、放課後子ども教室、地域開放モデル事業、子どもルーム施設、保育所施設、介護予防支援施設等に使用しております。</p> <p>次に、放課後子ども教室の今後の拡充についてですが、教育委員会では、放課後の子供たちの安心・安全な居場所づくりとして、市内全小学校で校庭や体育館、余裕教室等を活用し、放課後子ども教室推進事業を実施しております。放課後子ども教室は、小学校ごとに設置されました実行委員会により運営され、週1回程度地域の方々や保護者等ボランティアの皆様方の御協力をいただき進められております。実施日の拡充につきましては、ボランティアの確保がさらに必要になることや新学習指導要領の一部先行実施に伴い6時間目の授業がふえたことにより、活動場所の確保等が難しい状況ではありますが、地域の実情を考慮しながら、地域や学校の御理解、御協力をいただけるよう努めてまいります。</p> <p>次に、地域住民の居場所としての空き教室など学校施設の開放についてどう考えるかとのことですが、本市では、既に空き教室を活用し地域住民による自主組織で運営していただく地域開放モデル事業を実施しております。今後も、引き続き空き教室の活用について検討してまいります。</p> <p>次に、特別教室の開放についてですが、特別教室開放事業は平成15年度より4年間、花見川区瑞穂小学校、緑区扇田小学校をモデル校として、中学校区内の団体を対象として実施し、その後、平成19年度に千葉市立小学校特別教室開放事業実施要綱を制定し、対象範囲を区内在住者の団体へと拡大いたしました。平成20年度は、瑞穂小学校で22団体、延べ2,150人、扇田小学校で12団体、延べ365人、合わせて34団体、延べ2,515人の市民の方々に御利用いただいております。なお、残り4区での実施につきましては、管理上の問題として特別教室棟が独立、または普通教室と分離が可能であることや学校施設の改修等が必要なことから、今後も検討してまいります。</p> <p>次に、図書館についてお答えいたします。</p> <p>初めに、図書館資料費の決算額の推移ですが、平成19年度は1億5,600万円、20年度は1億700万円で約31%減となっております。また、平成21年度の当初予算額は9,000万円です。</p> <p>次に、市民からの要望についてですが、各図書館に設置してある意見箱やメール、電話の問い合わせなどで、祝日開館や開館時間の延長、休館日の変更、資料の充実、職員の接遇など、さまざまな御</p>

	<p>意見をいただいております。</p> <p>最後に、時間延長の取り組みでございますが、教育委員会に設置している図書館、公民館に係る市民サービス向上検討会議等において検討しておりますが、大変厳しい財政状況の中、時間延長を行うためには、人員配置の見直しや予算確保などが必要であり、実施することは厳しい状況であると考えております。</p>
<p>総務局長</p>	<p>要綱行政についてお答えします。</p> <p>初めに、要綱の取り扱いの現状についてですが、要綱等の制定改廃及び管理に関する事務処理要綱により、行政指導や補助金の交付など反復継続する事務について、事務執行の統一性、公平性などを確保するため要綱を制定し、執行基準や手続等を規定しております。</p> <p>次に、要綱の公開状況についてですが、市政情報室に配架するとともに、必要に応じて市ホームページにも掲載しております。今後、市の事業などをホームページで公表する際には、関連する要綱なども掲載するなど、これまで以上に積極的な情報提供を進めてまいります。</p> <p>次に、保健福祉行政についてのうち、所管についてお答えします。千葉県のチャレンジド・オフィスちばの取り組みについてですが、本市におきましても、平成17年度から知的障害者を非常勤嘱託職員として雇用をしております。現在は、市長部局と教育委員会で1人ずつ雇用しており、お二人はそれぞれの職場で市職員とともに意欲的に仕事に取り組んでおります。なお、千葉県の取り組みにつきましては、参考にしてまいります。</p>
<p>保健福祉局長</p>	<p>初めに、障害者の福祉のうち、所管についてお答えします。</p> <p>障害者の一般就労を促す本市の取り組みについてですが、本市独自の支援策として、市内の特別支援学校の高等部の生徒を対象に、パソコンの基本的な操作やビジネスマナーの習得など、一般就労に必要な職業能力を身につけるため、障害者就労支援パソコン講座を実施しております。また、厚生労働省から障害者職業能力開発プロモート事業を受託し、専任職員として配置しているプロモーターを推進役に、教育、福祉、企業など関係機関と連携強化を図り、職業訓練の委託先や雇用の場の開拓に取り組んでおります。さらに、千葉県が設置した千葉障害者就業支援キャリアセンターの運営等に参画し、障害者の就労相談や職場定着支援等を行っております。</p> <p>次に、介護保険についてお答えします。</p> <p>まず、訪問介護サービスの利用者の減少についてですが、一つには、平成18年度の制度改正により、訪問介護における生活援助サービスの内容が見直されたこと。二つには、要介護認定者のうち一定割合が要支援に引き下げられたことにより、従来の認定者すべての更新認定が終了するまでに2年間を要し、制度改正の影響が19年度に顕著にあらわれたこと。三つ目には、大手介護サービス事業者の不正請求が報じられ、事業者にサービス内容を見直す機運が高まったことなどが主な原因と考えております。</p> <p>次に、このような結果が第4期計画にどのように反映されたのかについてですが、高齢者人口が増加する傾向にあることから、第4期計画は前期計画期間の利用実績と今後の要介護認定者数の増加率などを推計し、在宅サービスの利用者、利用量ともに増加することを見込んでおります。</p> <p>次に、市独自の保険料減免の適用を受けている方が減少している理由と周知方法についてですが、減少の理由としては、適用を受けていた方々の市外転出などによるものと推測をしております。また、周知については、保険料決定通知書を郵送する際に、減免制度について詳細を記載いたしました保険料のしおりを同封し、送付しております。</p> <p>次に、介護サービス利用料の減免を行っていない理由、他市の状況などについてですが、利用した介護サービスの1割の利用者負担額が一定額を超えた場合に、超過分を還付する高額介護サービス費や介護保険施設での居住費、食費に負担上限額を設定する特定入所者介護サービス費の支給など、低所得の方に配慮した制度を設けておりますが、今後、市独自の利用料の減免について次期計画で検討をしてまいります。なお、他市の状況についてですが、18政令市のうち6市が一定の要件を満たす低所得者に対し、利用料の1割の本人負担額の一部を軽減する減免制度を設けております。</p> <p>次に、地域支援事業についてお答えします。</p> <p>まず、あんしんケアセンターの増設やランチの整備についてですが、当面は当センターの介護予防支援プランの作成件数や総合相談件数の増加などに応じて、社会福祉士など専門職の増員配置により対応をしておりますが、各センターの業務量や地域の高齢者の分布状況などを踏まえ、次期計画を策定する中で検討をしてまいります。</p> <p>次に、介護予防事業の評価、検証等についてですが、事業の対象となる特定高齢者の把握では、民</p>

	<p>生委員から生活機能評価の受診を勧めた結果、前年度を約3割上回る1,150人の特定高齢者を把握することができました。このうち、介護予防事業へ参加された方は178人で、うち62人の方に心身状態が改善し、特定高齢者から外れるなどの介護予防効果が見られました。しかしながら、事業参加者は年々増加しておりますが、計画値とは大きな隔たりがありますことから、本年度は高齢者が薬局を訪れた際、薬剤師から基本チェックリストを活用したセルフチェックを勧めていただくなど、新たな試みを始めたところであります。</p> <p>最後に、地域支援事業費の第4期計画における考え方についてですが、第4期計画では、各年度の地域支援事業費を介護保険給付費の2.3%と定めましたが、これは前期計画の実績値を踏まえ、第4期の介護保険料を抑制するため設定したものであります。</p>
<p>環境局長</p>	<p>土砂の埋め立てについてお答えします。</p> <p>まず、現状と課題についてですが、平成15年の土砂条例施行後5年が経過し、おおむね条例は遵守されています。過去5年間の許可件数は、年平均約25件、全体の5割が都市計画法関係の宅地造成工事で、いずれも適正に行われております。残りの5割は農地法対象事業や土砂等の埋め立てに係る特定事業ですが、市街化調整区域での事業において一部不適正な埋め立てが行われております。また、許可対象外の500平方メートル未満の埋め立て事業において、申請者を変え埋め立て範囲を拡大する事例などもあることから、これらを未然防止するための対策が課題であると考えております。</p> <p>次に、土砂条例改正の進捗状況と今後の見直し作業についてですが、現在、課題を整理し問題点の抽出や対策について、他都市の状況を調査研究し、より実効性のある条例改正が図れるよう検討しております。</p> <p>次に、県条例適用除外の市町村条例と本市との違いについてですが、許可を受けた者が他の者に事業を行わせないための名義貸しの禁止規定、措置命令等に従わなかった事業者の氏名等を公表する規定、異なる事業者が同一地主の隣接地で行う事業についても一つの事業とみなす合算規定を設けている自治体があります。</p>
<p>経済農政局長</p>	<p>遺伝子組み換え菜種の交雑等についてお答えします。</p> <p>まず、交雑については、平成20年5月に環境省が行った調査で、三重県内の河川敷で採取した菜種類だけに交雑が認められるものがあつたと、本年8月、インターネット上に公表されました。調査結果について国からの報告はありませんが、随時、情報提供を求めてまいります。</p> <p>次に、国からの情報提供についてですが、遺伝子組み換え菜種の調査については、事前に調査場所、内容等について情報提供を受けております。調査結果については、農林水産省のホームページで公表されておりますので、市としての情報提供は考えておりませんが、国に対して容易にアクセスができるよう、改善の要望をしております。</p> <p>次に、調査状況についてですが、国は平成18年度より20年度の3年間、菜種類の輸入実績のある千葉港など12港を対象に半径5キロの周辺地域内で生育している菜種類のサンプルを採取して検査を実施しております。また、平成21年度からは、従来の12港に6港を加え18地域に拡充するとともに、新たに大豆、ツルマメについて横浜港等大豆輸入港10港周辺を調査することとしております。</p> <p>次に、カルタヘナ法については、国の動向を見守ってまいりたいと考えております。</p> <p>次に、市内におけるこぼれ種の現状把握についてですが、国が行う実態調査をもとに、現状把握と情報の収集に努めております。</p> <p>次に、事業者の指導についてですが、国は、平成16年8月、セイヨウナタネの輸入、運搬時における留意点についてにより、社団法人日本植物油協会並びに千葉県を通して、県内の植物油製造業者に、陸揚げ時、運搬時のこぼれ落ち防止や清掃の励行を周知しております。</p> <p>次に、生協の調査結果についてですが、生協のホームページで掲載されていることから、市のホームページ掲載は考えておりません。</p> <p>次に、農業における鳥獣被害の状況についてですが、カラス、タヌキ、ハクビシン、スズメなどにより、ニンジン、落花生、トウモロコシ、水稻等への被害が平成18年度28件、平成19年度14件、平成20年度17件発生したと、JA千葉みらいより報告がございました。被害の傾向ですが、以前はカラスなどの鳥類による被害が大半でしたが、近年タヌキやハクビシンなどの獣類による被害が発生している状況です。</p> <p>次に、市の対策についてですが、カラスなどの鳥類について、ネットや釣り糸を使った農作物の被害防止対策に係る技術指導、さらに、箱わなによる捕獲の検討などやすみかにならないよう周辺環境整備の指導を実施しております。</p>

次に、**鳥獣被害調査について**ですが、本年度、全農家を対象に加害動物、被害作物の種類やその程度などについてアンケート調査を実施します。

最後に、**今後の対策について**ですが、本年度実施する実態調査結果とこれまでの被害報告をもとに、地域の実情に即した鳥獣被害防止対策を進めてまいります。

都 市 局
長

初めに、**ムクドリについて**お答えします。

まず、対策を実施した場所についてですが、昨年から中央区中央1丁目の中央公園、中央3丁目の葎川公園、中央2丁目の千葉銀座商店街前、JR鎌取駅南口歩行者専用道路の街路樹、花見川区南花園2丁目の新検見川公園において、追い出しを実施しました。

次に、**対策を実施した場所に共通する特性について**ですが、夜遅くまで明るいこと、人通りや車の交通量が多いこと、ムクドリがとまることのできる街路樹や公園の樹木があることであります。

次に、**対策を行う上で市がとらえているムクドリの習性について**ですが、1年間を通しての行動習性としては、3月中旬に小規模なねぐらが発生し始めます。4月から初夏にかけて繁殖に入るペアはねぐらを離れますが、繁殖を行わない集団がそのままねぐらを形成し続けます。これが核となり、その後その年に生まれた若鳥が合流し、夏には大規模なねぐらへ発展していくと考えております。本来、秋にはねぐらを解消し、河川敷や里山に散っていくのですが、近年では12月中旬まで市街地で大規模なねぐらを持続させていることが確認されております。

次に、**今後の対策について**ですが、新たな都市問題として認識しておりますが、相手が野生の生き物であり、その対策に苦慮しているところであります。しかしながら、被害が発生している以上、何らかの対応が必要であることから、警戒音などによる追い出しで対応してまいります。

次に、**まちづくりの手續について**お答えします。

まず、現状をどうとらえているのかとのことですが、市民発意により地域の都市像や町のルールを考えていただき、現実化していくことは非常に望ましいことと考えております。しかしながら、まちづくりへの市民意識は、それぞれの地域やその地域の中においても個々に異なり、現時点では発意型のまちづくりは限られた地区でしか行われておりません。今後は、まちづくりに対する市民意識を高めることに取り組む必要があると考えております。

次に、**課題について**ですが、市民の皆さんがみずからの町に興味を持ち、課題を認識し将来像を共有することが必要であると考えております。また、将来像の実現に向けて計画やルールを策定するためには、地域の合意形成が重要と考えております。しかしながら、こうしたプロセスを適切に誘導できる人材の不足、合意形成における反対意見への対応などを改善していく必要があると考えております。

次に、**今後の考え方について**ですが、少子・高齢化など社会情勢の変化、個性的で魅力的なまちづくりの形成、市民の参加意識の向上などに伴い、まちづくりの支援制度に対するニーズも多様化しております。このため、現行の支援制度を検証して、発意型のまちづくりに適切に対応できるよう制度の充実を検討してまいります。また、市民に対してまちづくりの意識向上に向けた啓発や支援制度などのPRを実施してまいります。

次に、**街路樹の維持管理と住民参加について**お答えします。

まず、街路樹の路線本数、高木本数の現状と5年前との比較についてですが、平成20年度末時点では803路線、5万2,270本で、5年前と比較して62路線、4,597本増加しております。

次に、**街路樹の維持管理費の現状と5年前との比較について**ですが、平成20年度決算額は約6億2,700万円で、5年前と比較すると約1億7,800万円、22%の減少となっております。

次に、**剪定、除草、薬剤散布、道路清掃にかかわる費用について**ですが、剪定が約3億1,300万円、除草が約2億9,600万円、薬剤散布が約1億5,000万円（173ページにて1,500万円と訂正）、植樹まです清掃などが約300万円であります。なお、道路清掃として、落ち葉清掃も含めて約2億1,200万円となっております。

次に、**樹木の剪定や落ち葉、樹種、害虫などの苦情やトラブルについて**ですが、まず、要望、苦情として、剪定に関しては落ち葉対策として早期に剪定することや樹木により道路標識や看板が見えないこと、民有地に枝が侵入することなどが主なものであります。害虫に関しては、桜、プラタナスに発生するアメリカシロヒトリやツバキ、サザンカに発生するチャドクガなどの毛虫を駆除することなどがあります。このほか、繁茂した雑草の除草や不良木の伐採、落ち葉の清掃を行うことなどがあります。また、トラブルとしては、街路樹を枯らす目的で傷つけた事案や近隣住民が街路樹を無断で剪定し、枯損させた事案が発生しております。

	<p>次に、公園樹木や街路樹の剪定への住民参加の事例についてですが、公園の事例としては、平成18年度、20年度に稲毛海浜公園で、住民参加によるマツの剪定を実施しました。また、20年度には、身近な公園2カ所で地元住民を対象とした剪定講習会を開催し、低木の刈り込みなどの作業に参加していただきました。その他、住民の自発的な取り組みとして、自前の用具を持ち込んでの剪定作業が行われている公園もあります。街路樹については、通行車両があり、作業時の安全確保が難しいことから、植樹ますへの草花の植えつけには参加していただいているものの、剪定への住民参加の事例はありません。</p> <p>最後に、街路樹の維持管理への住民参加についてですが、街路樹の維持管理に関しては、住民の方々にさまざまな意見があり、特に街路樹の隣接者とそれ以外の方々とは、剪定に対し相反する意見の場合が多く、その対応に苦慮しております。街路樹を地域の貴重な財産として愛着を持って守り育ててもらうためには、地域住民の合意形成により、剪定時期や目標樹形などの管理方針を決定していく必要があると考えております。</p> <p>以上でございますが、先ほど薬剤散布の御質問につきまして、薬剤散布が約1億5,000万円とお答えしましたけれども、約1,500万円の誤りでございます。申し訳ございませんでした。</p>
建設局長	<p>橋梁の耐震の確保についてお答えします。</p> <p>初めに、耐震の整備率及び未整備橋梁数についてですが、平成20年度末現在、耐震補強が必要な橋梁139橋のうち76橋が整備され、整備率は約55%であり、未整備橋梁の数は63橋となっております。また、このうち緊急輸送道路及び緊急輸送道路をまたぐ橋梁で耐震補強が必要な橋梁は66橋であり、52橋が整備され整備率は約80%、未整備の橋梁は14橋となっております。</p> <p>次に、緊急輸送道路及び緊急輸送道路をまたぐ橋梁のうち、未整備の橋梁の見通しについてですが、14橋のうち2橋については今年度事業を予定しております。残る橋梁につきましても、優先度の高い橋梁から順次耐震対策を進めてまいります。</p> <p>最後に、橋梁の耐震化に関する情報開示についてですが、耐震化が必要な橋梁の情報や事業概要などの具体的な内容について、市のホームページに掲載することを検討してまいります。</p>
下水道局長	<p>下水道事業の経営改善及び中長期見通しについてお答えします。</p> <p>まず、事業や財政面での説明や情報提供についてですが、下水道事業の内容や財務状況については、市のホームページや下水道広報紙、各種リーフレットなどを通じて、限られた予算の中で可能な限り適切な情報提供に努めています。今後とも、市民ニーズに合ったよりわかりやすい情報を提供してまいります。</p> <p>次に、下水道使用料の他政令市との比較についてですが、標準家庭とされる1カ月当たり20立方メートル使用時の税抜き使用料を平成21年4月1日現在と比較すると、本市は1,790円で、政令市18市中で安いほうから7番目となっております。平均値の1,976円を186円下回っています。</p> <p>次に、平成4年度以降の下水道使用料の推移ですが、1カ月当たり使用水量20立方メートルのときの税抜き金額でお答えすると、平成4年に1,200円でしたが、その後3年ごとに改定し、平成7年が1,360円、平成10年が1,590円、平成13年が1,660円、平成16年が1,720円、平成19年が1,790円となっております。</p> <p>最後に、市民意見聴取の説明資料に具体的な数字で市民負担を示すことについてですが、計画期間中に資金不足が見込まれることから、これを市民に負担していただく場合の負担割合をお示ししたものです。これは、使用水量が利用者によって異なるため、負担割合を示すほうが個々の負担をより具体的に把握できるものと考えたからです。</p>
福谷	<p>それでは、2回目の質問をいたします。</p> <p>まず、平和についてです。</p> <p>ことし、平和都市宣言20周年記念式典が市民の手で開催され、そこに参加した市長からのメッセージを市民はしっかりと受けとめていました。千葉市は、毎年夏に平和の集いを業者委託で行っており、ことしは、講演会を150万円で委託し、生涯学習センターで実施しています。市民参加の理念、また一部財政の面からも業者委託でよいのか、見直しを図る考えはないのか、また、2010年からは市と市民ボランティアなどとの共催にすることを提案いたしますが、見解を伺います。</p> <p>事務事業評価についてです。</p> <p>新たな事務事業評価については、整理合理化を目的に所管課が行った評価に外部の評価を加えるとのこと。行政関与の妥当性やサービスの水準、民間委託の可能性など市民生活に影響が及ぶことであるだけに、サービスの受け手である市民の声に耳を傾けることは大切です。今回は、市民から寄</p>

せられた意見を参考にして外部評価を行うとのことですが、市民も同じ場で評価を行うような市民参加の方法を取り入れてはと思いますが、いかがでしょうか。

地域福祉計画についてです。

保健福祉センターや区社協、保健福祉総務課の連携が不十分だったこととの課題を述べておられましたが、今後どのように連携を強化していくのか、特に区社協が地域と行政と推進協をつなぐコーディネートの役割を強化すべきと思いますが、見解を伺います。また、区推進協の運営主体の明確化や運営方法の検討が必要とのことですが、推進委員が推進の核になって推進協としての活動がしやすい体制をつくっていただけるよう、要綱の見直しも必要と思いますが、お考えを伺います。

次に、**公害防止協定**についてです。

公害防止協定に基づいて交わされた事前協議書に対し、市と県が回答した指示事項が今回のようにその後の事業者との協議によって変更になった事例は、これまでにあったのでしょうか。

土砂の**埋め立て**についてです。

現在の条例においても、その運用面で改善できることもあるように思います。町内パトロールの連携など、条例見直しの過程で見えてきた改善点について示してください。

次に、**ムクドリ**についてです。

去年は、少なくとも5カ所でムクドリの追い出しをやったとのことですが、私も何度かその場に居合わせ、逃げ回るムクドリも、追い払う人間も、これは大変なことだと実感しています。現状のようにムクドリの集団を追い払うという対策は、ねぐらを拡散させるだけで、果たしてこれが本質的な解決策なのだろうかとの疑問が残りました。ムクドリの問題は、市街化とも密接な関連があり、今後は人間社会との共生などを踏まえて、野生動物の保全施策としても検討する必要があると考えますが、まずは、庁内で情報を一元化して市民に発信するなどの取り組みをしてはかがかと思いますが、御見解を伺います。

特別支援教育についてです。

平成9年度に開校した千葉県立養護学校流山高等学園は、軽度の知的障害者を対象とし、職業学科を置く県内唯一の高等部単独の特別支援学校です。園芸技術科、工業技術科、生活技術科の3学科で、生徒の社会自立、職業自立、卒業後の就業を目指すとされています。千葉市からもこれまで10名程度が在籍してきたようです。しかし、このところ、流山高等学園にはほとんど知的にはおくれがないか、ボーダーの発達障害の子が多く受験しており、入学はかなりの難関との話を聞きます。特別支援教育が発達障害にも目を向けたことで、保護者たちの個々のニーズに応じた個別指導、専門家によるスペシャルな指導に対する期待が高まっていることが背景にあるのではと思われる。しかし、教育の中身は、本当に個別のニーズに合ったものなのか、軽作業や訓練のみではないかといった声も聞こえてきます。

千葉市の市立養護学校もコース制が導入され、就職率が高いこともあり、人気が高まっているとのことで、これまでプレハブ校舎を増設し対応してきています。しかし、就職率のアップがうたわれている中、個々の教育的ニーズに踏み込んでの指導がなされていないのではないかとこの疑問を持つ保護者の方もおられるとのこと。これまで、通常の学級に通い就職をしていた子供たちが、特別支援教育の中で養護学校を目指しているという現在の構図の中で、障害が中度の子供たちが行き場を失いつつあります。千葉市では、市立高等特別支援学校の設置も検討されているようですが、学校を設置して済むものではなく、まずは、障害を持った子供たちを地域の中でどのように育てていくのか、その子供たちが学校を巣立ったあとを受け入れる社会のあり方をも考えていかねばなりません。その中で、特別支援学校のあり方が検討されるべきです。千葉市における特別支援教育のあり方についての中で、特別支援学校のトータルビジョンの確立が求められていましたが、どのような検討が進んでいるのか、御説明ください。

最後に、**図書館**についてです。

図書館は、平成20年度は290万人もの方々に利用されています。これだけ市民ニーズがあるのに、図書館資料費の決算額については、平成19年度から20年度に約31%の減額となっています。また、平成21年度の予算額もさらなる減額は非常に残念です。資料を充実させ、市民ニーズに対応していくことが重要だと思いますが、このように図書館資料費の減額が進む中で、図書館資料の充実を図り市民の要望にこたえていくために、どのような対応をしていくのか、お答えください。

熊谷市長

2回目の御質問にお答えをいたします。
初めに、平和についてお答えをいたします。

	<p>平和講演会の見直しについてですが、各種平和啓発事業についてはより多くの市民、子供たち、戦争を知らない若い世代に戦災体験に触れ、戦争の悲惨さ、平和の尊さを感じてもらえるよう、その費用と効果も検証しながら見直しを図ってまいります。</p> <p>次に、事務事業評価についてお答えをいたします。</p> <p>外部評価への市民参加についてですが、外部評価を行う事業については、市民の方から意見を募集し、外部評価の参考資料としてまいります。また、公開ヒアリングの中で意見を提出された方に外部評価員が御意見をお伺いすることも検討しております。</p> <p>次に、地域福祉計画についての2回目の御質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、今後における区役所、社協、本庁間の連携の強化についてですが、社協は、社会福祉法において地域福祉推進の中核的役割を担うことが位置づけられており、行政と地域住民、さらには地域住民間の調整は原則的に社協がコーディネートの役割を果たすものと考えております。このことから、区推進協の運営に当たりましては、社協の区事務所が事務局運営の中心的役割を果たしつつ、区役所と本庁との調整や連携強化を図り、区推進協の運営を円滑に進めていくことが望ましいものと考えております。</p> <p>次に、区推進協議会の要綱の見直しについてですが、推進協の役割については、計画の推進とともに新たな取り組みが求められることから、本年度は区計画の見直しについて改正するなど、必要に応じ要綱の見直しを行っているところであります。</p>
藤代副市長	<p>公害防止協定についての2回目の御質問にお答えいたします。</p> <p>事前協議書の指示事項について変更になった事例はあったのかとのことですが、今までにそのような事例はございません。</p>
教育長	<p>2回目の御質問にお答えします。</p> <p>初めに、特別支援学校のあり方のトータルビジョンの確立について、どのような検討が進んでいるのかとのことですが、特別支援学級や養護学校で学ぶ児童生徒がふえ、その教育的ニーズが多様化している現状を踏まえ、現在、本年6月に立ち上げました特別支援教育推進会議におきまして、市立高等特別支援学校のあり方について、保護者及び生徒の教育的ニーズを把握するための調査を行うほか、今後の本市の特別支援教育の方向性や教育環境の整備なども含め、具体的な特別支援学校のあり方について、総合的に検討を進めております。</p> <p>次に、図書館資料の充実を図り、市民の要望にこたえるためにどのような対応をしていくかとのことですが、限られた予算を有効に活用するため、中央図書館と地区図書館等で収集資料を分担し重複する資料を少なくすることで、多様な資料の収集に努めるとともに、図書館ホームページなどを活用し、資料の寄贈も積極的に受け入れるなど充実を図っております。なお、運営面においても、図書館情報システムを活用し、図書館14館、公民館図書室21室のすべてにおいて、他の館で所蔵する資料の貸し出し、返却ができるほか、必要に応じ、国会図書館や県内公共図書館が所蔵する資料につきましても、ネットワークを利用して市民の方々に提供するなど、サービスの向上に努めております。今後も、広く市民の方々の御要望にこたえてまいりたいと考えております。</p>
環境局長	<p>土砂の埋め立てについての2回目の御質問にお答えします。</p> <p>土砂条例見直しの過程で見えてきた改善点についてですが、関係機関と連携を密にし、効率的なパトロールを実施するなど、埋め立て現場の情報を共有化することであるとと考えております。今後は、定期的に情報交換を行い不適正な埋め立てを未然に防止したいと考えております。</p> <p>次に、ムクドリについての2回目の御質問にお答えします。</p> <p>庁内で情報を一元化して市民に発信するなどの取り組みについてですが、ムクドリに関する習性等の情報や本市が実施しておりますムクドリ対策などの情報を一元化し共有化を図るとともに、ホームページなどに掲載して広く市民へ発信していくことを検討してまいります。</p>
福谷	<p>いろいろと御答弁いただきまして、ありがとうございました。いろいろ質問をいたしました。細かい点については、今後の分科会、また、一般質問などで深めてまいりたいと思っておりますが、総合的な所感を述べさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、日本の社会は、地域や家族にその役割を任せて右肩上がりに発展することを最優先にしてきたのではないかと今まで考えています。今、このような社会状況になって、経済発展を支えた地域も家族も疲弊していることに気づいたというのが実は現実ではないでしょうか。このような状況においては、まず再生しなければならないのは、箱物としての都市ではなく、地域や家族の力であり、元気を失った地域社会の再生は、自助や共助だけでは難しいことは、もう既に地域福祉計画やまちづくり</p>

の地区計画でも見えてきています。

例えば、今回、子供が希望を持てる町は、大人にも大いに影響することなので申し上げたいと思いますが、昨日、凶らずも他会派からも子供施策について取り上げられ、参画を進めることや体制を整えることを市は示しました。既に地域では、例えば、私が所属しております青少年育成委員会などでは、民生委員さんや主任児童委員さん、自治会の方々にも加わっていただき、活動をしていますから、市の組織づくりに先んじた構成で頑張っています。地域の方々の声に耳を傾けながら体制づくりを進めていただきたいと思います。

次世代の育成は、社会にとって何はさておき優先されなければならない課題であり、千葉市の子供たちが希望を持てるような施策展開、具体的には、子供の参画を柱にすると明言したことは、市は覚悟を決めたと高く評価をするものです。これらを進めるためには、体制を整えるとともに、しっかりとした理念を大人社会が共有することが大切であると考えます。子供の参画条例を制定する過程で、子供たちが本来持っている力をどのようにしたら社会で発揮できるのか、そのためには、どんな環境を整えればよいか、どんな人材が必要かということを丁寧に議論し、千葉市なりの仕組みを整えていただくよう強く要望するものです。

いずれにしましても、自由度の少ない厳しい財政状況においては、インセンティブ予算に象徴されるように、職員の工夫が求められます。同時に、市民のアイデアを借りながら本当の意味での協働が始まるチャンスでもあるととらえています。そのためにも丁寧な説明、迅速で正確でかつ公正な情報発信を心がけ、この難局を乗り切っていかなければならないと考えます。

以上を申し上げまして、市民ネットワークの代表質疑を終わります。御清聴ありがとうございました。